

## 記者発表資料

### 「相模川水系相模川・中津川河川整備計画（原案）」に対する 意見募集の実施及び公聴会の開催について

国土交通省関東地方整備局及び神奈川県では、「相模川水系相模川・中津川河川整備計画」の策定に向けて本格的に検討を進めているところです。

このたび、「相模川水系相模川・中津川河川整備計画（原案）」を作成し、関係する住民の皆様から広くご意見を募集するとともに、神奈川県に在住する関係住民の皆様からご意見をお聴きする公聴会を開催することとしましたのでお知らせします。

「相模川水系相模川・中津川河川整備計画（原案）」は、関東地方整備局及び神奈川県ホームページに掲載しています。

関東地方整備局ホームページ/相模川水系相模川・中津川河川整備計画

<http://www.ktr.mlit.go.jp/river/shihon/index00000051.html>

神奈川県ホームページ/河川整備基本方針・河川整備計画

<http://www.pref.kanagawa.jp/docs/f4i/pub/c9824292.html>

#### ○意見募集の実施について

別添1「『相模川水系相模川・中津川河川整備計画（原案）』に対する意見募集について」を参照

#### ○公聴会の開催について

別添2「『相模川水系相模川・中津川河川整備計画（原案）』に対する公聴会の開催について」を参照

#### 発表記者クラブ

竹芝記者クラブ、神奈川建設記者会、神奈川県政記者クラブ、相模原記者クラブ、厚木記者クラブ、大和記者クラブ、平塚記者クラブ、藤沢記者クラブ、秦野記者クラブ

#### 問い合わせ先

##### ○国管理区間について

国土交通省 関東地方整備局 京浜河川事務所 TEL：045-503-4000（代表）

副所長 はざわ としゆき 羽澤 敏行（内線205） 計画課長 しじょう しんいち 四條 晋一（内線261）

##### ○県管理区間について

神奈川県 県土整備局 河川下水道部 河川課

課長 つるぎ たくや 鶴木 拓也 TEL：045-210-6470 調査グループ いとう はじめ 伊藤 肇 TEL：045-210-6479

## 「相模川水系相模川・中津川河川整備計画(原案)」に対する意見募集について

平成29年12月12日

国土交通省関東地方整備局及び神奈川県では、「相模川水系相模川・中津川河川整備計画」の策定に向けて本格的に検討を進めているところです。

このたび、「相模川水系相模川・中津川河川整備計画(原案)」を作成し、関係する住民の皆様から広くご意見を募集することとしましたので、以下の意見募集要領によりご意見を募集します。

なお、関東地方整備局及び神奈川県ではいただいたご意見を十分に検討したうえで、「相模川水系相模川・中津川河川整備計画(案)」を作成させていただきます。

### 意見募集要領

#### 1. 意見募集の対象

「相模川水系相模川・中津川河川整備計画(原案)」

#### 2. 意見募集期間

平成29年12月12日(火)～平成30年1月16日(火) 18:00必着  
(郵送の場合は当日消印まで有効)

#### 3. 提出方法

ご意見は、別添意見提出様式にご記入いただくか、下記①から⑤をご記入いただいたものを郵送、ファクシミリ、電子メールのいずれかの方法で、下記4.までご提出ください。

- ①氏名(企業・団体としての意見提出の場合は、企業・団体名、代表者名並びに担当部署名及び担当者名)
- ②住所(都道府県・市区町村)
- ③電話番号又はメールアドレス
- ④年代(20歳未満、20代、30代、40代、50代、60歳以上)(企業・団体の場合は不要)
- ⑤意見
  - ・「相模川水系相模川・中津川河川整備計画(原案)」の該当箇所(章、頁)をご記入の上、ご意見をご記入ください。

#### 4. 提出先

##### ○ご郵送の場合

〒230-0051 神奈川県横浜市鶴見区鶴見中央2-18-1

国土交通省関東地方整備局 京浜河川事務所計画課

「相模川水系相模川・中津川河川整備計画（原案）」意見募集 事務局 宛 または

〒231-8588

神奈川県 県土整備局 河川下水道部 河川課 調査グループ

「相模川水系相模川・中津川河川整備計画（原案）」意見募集 事務局 宛

##### ○ファクシミリの場合

045-503-4010（京浜河川事務所計画課）または

045-210-8897（神奈川県 県土整備局 河川下水道部 河川課）

##### ○電子メールの場合

[ktr-keihin-kannai@mlit.go.jp](mailto:ktr-keihin-kannai@mlit.go.jp)（京浜河川事務所計画課）または

<https://shinsei.e-kanagawa.lg.jp/kanagawa/uketsuke/dform.do?acs=SF0711>

（神奈川県河川課メールフォーム）

件名に「相模川水系相模川・中津川河川整備計画（原案）」意見募集 事務局宛と明記  
ください。

#### 5. 注意事項

- ①一つのご意見はできるだけ200文字以内としてください。
- ②日本語でご記入ください。
- ③いただいたご意見とともに、属性（都道府県、市区町村、年代）を公表する場合があります。
- ④電話でのご意見は受け付けておりません。
- ⑤ご意見に対して、個別にお答えすることはできません。
- ⑥期限までに到着しなかったものは無効（郵送の場合は当日消印まで有効）とします。なお、上記意見の提出方法に沿わない形で提出されたもの及び下記のいずれかに該当する内容については無効とする場合があります。
  - ・個人や特定の企業・団体を誹謗中傷するような内容
  - ・個人や特定の企業・団体の財産及びプライバシーを侵害する内容
  - ・個人や特定の企業・団体の著作権を侵害する内容
  - ・法律に反する意見、公序良俗に反する行為及び犯罪的な行為に結びつく内容
  - ・営業活動等営利を目的とした内容

## 6. 資料の入手方法等

### ① インターネットからの資料入手

- ・ 国土交通省関東地方整備局ホームページ <http://www.ktr.mlit.go.jp/>
  - 河川 → 社会資本整備 → 河川整備基本方針、整備計画
  - 相模川水系相模川・中津川河川整備計画
  - 「相模川水系相模川・中津川河川整備計画（原案）」に対する意見募集について  
[http://www.ktr.mlit.go.jp/river/shihon/river\\_shihon00000345.html](http://www.ktr.mlit.go.jp/river/shihon/river_shihon00000345.html)
- ・ 神奈川県ホームページ <http://www.pref.kanagawa.jp/>
  - 意見募集（パブコメ） → 意見募集中の案件
  - 「相模川水系相模川・中津川河川整備計画（原案）」に対する意見募集について  
<http://www.pref.kanagawa.jp/docs/f4i/pub/c9824292.html>

### ② 資料の入手等の場所

募集期間中（土日祝日を除く 9 時 3 0 分から 1 7 時 0 0 分まで）は、以下の場所において、「意見募集要領」、「意見提出様式」及び「相模川水系相模川・中津川河川整備計画（原案）の概要」の入手が可能です。また、「相模川水系相模川・中津川河川整備計画（原案）」の縦覧を行っています。

- ・ 関東地方整備局17階文書閲覧室（埼玉県さいたま市中央区新都心2-1合同庁舎2号館）
- ・ 京浜河川事務所 1階ロビー（神奈川県横浜市鶴見区鶴見中央2-18-1）
- ・ 京浜河川事務所 相模出張所（神奈川県平塚市中堂246-2）
- ・ 神奈川県 県土整備局 河川下水道部 河川課
- ・ 神奈川県 厚木土木事務所 工務部 相模川環境課
- ・ 神奈川県 厚木土木事務所 津久井治水センター 工務課
- ・ 神奈川県 県民局 暮らし県民部 情報公開広聴課 県政情報センター
- ・ 神奈川県 県民局 暮らし県民部 情報公開広聴課 横浜駐在事務所
- ・ 神奈川県 県民局 暮らし県民部 情報公開広聴課 川崎駐在事務所
- ・ 神奈川県 横須賀三浦地域県政総合センター
- ・ 神奈川県 県央地域県政総合センター
- ・ 神奈川県 県央地域県政総合センター高相分室
- ・ 神奈川県 湘南地域県政総合センター
- ・ 神奈川県 県西地域県政総合センター
- ・ 神奈川県 県西地域県政総合センター足柄上分室

### <意見募集手続等に関する問い合わせ>

国土交通省関東地方整備局京浜河川事務所 計画課 手島、武田

TEL：045-503-4091

神奈川県 県土整備局 河川下水道部 河川課 伊藤、東山

TEL：045-210-6479

「相模川水系相模川・中津川河川整備計画（原案）」に対する意見

①氏名		
②住所	(都道府県名)	(市区町村名)
③電話番号又はメールアドレス		
④年代	20歳未満・20代・30代・40代・50代・60歳以上	
意見該当箇所	⑤ご意見	
章	頁	(意見ごとにできるだけ200字以内で記載してください)

## 「相模川水系相模川・中津川河川整備計画（原案）」に対する意見

①氏名		関東 太郎	
②住所		(都道府県名) 神奈川県	(市区町村名) 横浜市
③電話番号又はメールアドレス		045-503-4000	
④年代		20歳未満・20代・30代・40代・50代・60歳以上	
意見該当箇所		⑤ご意見	
章	頁	(意見ごとにできるだけ200字以内で記載してください)	
■	◆	【意見1】(複数意見がある場合には意見ごとに分けてください) ●●については・・・・・・・・・・であり、・・・・・・・・ ・・・・・・・・ではないか。	
○	×	【意見2】 ●●については・・・・・・・・・・であり、・・・・・・・・ ・・・・・・・・と思う。	
△	▲	【意見3】 ○○は、・・・・・・・・・・である。 また、・・・・・・・・・・の場合は、・・・・・・・・・・も考えられる。 上記を勘案すると、・・・・・・・・・・が望ましいと考えられる。	

## 「相模川水系相模川・中津川河川整備計画（原案）」に対する 公聴会の開催について

平成29年12月12日

国土交通省関東地方整備局及び神奈川県では、「相模川水系相模川・中津川河川整備計画」の策定に向けて本格的に検討を進めているところです。

このたび、「相模川水系相模川・中津川河川整備計画（原案）」を作成し、河川法第16条の2第4項に基づき神奈川県に在住する関係住民の皆様からご意見をお聴きする公聴会を開催することとしましたので、以下の公述人募集要領によりご意見を発表いただける方（以下「公述人」という。）を募集します。

なお、関東地方整備局及び神奈川県ではお聴きしたご意見を十分に検討したうえで、「相模川水系相模川・中津川河川整備計画（案）」を作成させていただきます。

### 公述人募集要領

#### 1. 意見募集の対象

「相模川水系相模川・中津川河川整備計画（原案）」

#### 2. 公述対象者

神奈川県に在住の方

#### 3. 公述人募集期間

平成29年12月12日（火）～平成29年12月26日（火）18:00必着  
（郵送の場合は当日消印まで有効）

#### 4. 応募方法

「相模川水系相模川・中津川河川整備計画（原案）」に対して、公述を希望される場合には、別添の応募用紙にご記入いただくか、下記①から⑦までをご記入いただいたものを郵送、ファクシミリ、電子メールのいずれかの方法で、下記5.までご応募ください。

①氏名（ふりがな）

②住所

③電話番号

④携帯電話番号

⑤ご希望の日時及び会場（第3希望までご記入ください。詳細は下記8.を参照ください。）

⑥年代（20歳未満、20代、30代、40代、50代、60歳以上）

⑦意見の概要

※『応募用紙』（様式）を使用していない場合でも、応募用紙に記載される事項と同様の事項が記載されている場合には受付致します。

## 5. 応募先

### ○ご郵送の場合

〒330-9724 埼玉県さいたま市中央区新都心2-1

国土交通省関東地方整備局 河川部河川計画課

「相模川水系相模川・中津川河川整備計画（原案）」公述人募集 事務局 宛

### ○ファクシミリの場合

048-600-1378

### ○電子メール

ktr-keihin-kannai@mlit.go.jp

件名に「相模川水系相模川・中津川河川整備計画（原案）」公述人募集 事務局宛と明記ください。

## 6. 注意事項

- ①ご意見の概要はできるだけ400文字以内としてください。
- ②日本語でご記入ください。
- ③電話でのご応募は受け付けておりません。
- ④上記2. 以外に在住の方のご応募は無効とします。また、期限までに到着しなかった場合についても無効（郵送の場合は当日消印まで有効）とします。なお、上記4. に沿わない形で応募されたもの及び下記のいずれかに該当する内容については無効とする場合があります。
  - ・個人や特定の企業・団体を誹謗中傷するような内容
  - ・個人や特定の企業・団体の財産及びプライバシーを侵害する内容
  - ・個人や特定の企業・団体の著作権を侵害する内容
  - ・法律に反する意見、公序良俗に反する行為及び犯罪的な行為に結びつく内容
  - ・営業活動等営利を目的とした内容
- ⑤公述に関する詳細は、別紙「『相模川水系相模川・中津川河川整備計画（原案）』に対する公述にあたっての留意事項」をご確認ください。

## 7. 資料の入手方法等

### ① インターネットからの資料入手

国土交通省関東地方整備局ホームページ <http://www.ktr.mlit.go.jp/>

→ 河川 → 社会資本整備 → 河川整備基本方針、整備計画

→ 相模川水系相模川・中津川河川整備計画

→ 「相模川水系相模川・中津川河川整備計画（原案）」に対する公聴会の開催について

[http://www.ktr.mlit.go.jp/river/shihon/river\\_shihon00000344.html](http://www.ktr.mlit.go.jp/river/shihon/river_shihon00000344.html)

### ② 資料の入手等の場所

募集期間中（土日祝日を除く9時30分から17時00分まで）は、以下の場所において、「公述人募集要領」、「応募用紙」及び「相模川水系相模川・中津川河川整備計画（原案）の概要」の入手が可能です。また、「相模川水系相模川・中津川河川



整備計画（原案）」の縦覧を行っています。

- ・ 関東地方整備局17階文書閲覧室（埼玉県さいたま市中央区新都心2-1合同庁舎2号館）
- ・ 京浜河川事務所 1階ロビー（神奈川県横浜市鶴見区鶴見中央2-18-1）
- ・ 京浜河川事務所 相模出張所（神奈川県平塚市中堂246-2）
- ・ 神奈川県 県土整備局 河川下水道部 河川課
- ・ 神奈川県 厚木土木事務所 工務部 相模川環境課
- ・ 神奈川県 厚木土木事務所 津久井治水センター 工務課
- ・ 神奈川県 県民局 くらし県民部 情報公開広聴課 県政情報センター
- ・ 神奈川県 県民局 くらし県民部 情報公開広聴課 横浜駐在事務所
- ・ 神奈川県 県民局 くらし県民部 情報公開広聴課 川崎駐在事務所
- ・ 神奈川県 横須賀三浦地域県政総合センター
- ・ 神奈川県 県央地域県政総合センター
- ・ 神奈川県 県央地域県政総合センター高相分室
- ・ 神奈川県 湘南地域県政総合センター
- ・ 神奈川県 県西地域県政総合センター
- ・ 神奈川県 県西地域県政総合センター足柄上分室

## 8. 公聴会開催日時及び開催会場

### ○開催日時

平成30年1月14日（日）～15日（月）の2日間

①10～12時、②13～15時、③15～17時のうち、ご希望の時間帯

### ○開催会場

神奈川県厚木土木事務所（厚木市田村町2-28）

- ・ 上記開催日時のうち、ご希望の日時を第3希望までご記入ください。また、ご希望の会場もご記入ください。
- ・ ご希望の日時が重複した場合には、原則として先着順とさせていただきますが、その結果、第3希望まで調整がつかなかった方には、日時や会場の調整のため、事務局から日程調整の連絡をさせていただくことがあります。あらかじめご了承ください。
- ・ 公述人への発表日時等のご連絡については、平成29年12月28日（木）頃までに電話及び郵送で行う予定です。

## 9. その他

公聴会は、公開で行いますので傍聴が可能です。

詳細については、公述人の募集終了後に改めてお知らせします。

### <応募手続等に関する問い合わせ>

国土交通省関東地方整備局 河川部河川計画課 塩谷、大浪

TEL：048-601-3151（代表） 内線3616，3642

## 「相模川水系相模川・中津川河川整備計画（原案）」 に対する公述にあたっての留意事項

「相模川水系相模川・中津川河川整備計画（原案）」について、河川法第16条の2第4項に基づき神奈川県に在住する関係住民の皆様からご意見をお聴きするものです。

（公述にあたって留意事項）

- 1) 公述は、お一人につき1回とします。
- 2) 公述は、お一人につき15分を目安に行ってください。次の方がお待ちになられておりますので時間厳守でお願いします。
- 3) 公述は、公開で行います。
- 4) 関係住民の皆様からいただいたご意見については個別にお答えできませんので、その旨ご了承ください。
- 5) ご意見を発表いただける方（以下「公述人」という。）には、後日、事務局から受付時間を連絡いたしますので、その時間までに会場にお越しください。受付後、15分程度で意見の発表となります。
- 6) 公述人は、受付で運転免許証などご本人とご住所が確認できるものをご提示ください（代理人による陳述は出来ません）。
- 7) 公述人は、『応募用紙』に記載された意見に沿って発表してください。
- 8) 『応募用紙』のほかに、配布したい資料がある場合には、A4用紙片面2枚までにまとめた原稿を当日、受付にお渡しください。事務局で白黒両面コピーを行い、1枚にしたものを配布します。なお、3枚以上の資料配布を希望される場合には、2枚を超える分についてご持参ください。
- 9) 発表の際にプレゼンテーションソフト等の使用を希望される場合は、パソコンをご持参ください（事務局でプロジェクタ、スクリーン、プロジェクタケーブルは用意します）。

（公表）

- 1) 『応募用紙』については、個人情報が含まれる部分を除いた公表用の部分をコピーしたものを、会場で配布するなど公開します。また、当日提出していただいた配布希望資料についても同様の取り扱いとします。
- 2) 公述の状況については、事務局の記録として撮影及び録音を行います。
- 3) いただいたご意見は、事務局で聴き取れる範囲で文字起こしを行い、後日関東地方整備局ホームページで公開する予定です。

